

平成5年3月30日

要綱第18号

(目的)

第1条 この事業は、歩行が困難な在宅の身体障害者であつて、移送に耐えられない等の事情により通所が困難なものに、巡回入浴車による入浴サービス（以下「入浴サービス」という。）を行うことにより、身体障害者の福祉の向上と介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において「入浴サービス」とは、巡回入浴車で利用者の家庭を訪問し、入浴、清拭、洗髪等を行うことをいう。

2 前項の入浴サービスの利用は、原則週3回を限度とする。

(要件)

第3条 入浴サービスを受けることができる者は、本市に住所を有し、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者で、次の各号に掲げる要件を備えたものその他市長が適当と認める者とする。

(1) 入浴サービスを利用しなければ入浴することが困難なもの

(2) 医師により入浴が可能と認められたもの

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項又は第4項に規定する要介護者又は要支援者でないもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、入浴サービスを受けようとする者が第16条に規定する費用を滞納している場合その他市長が不適當と認めた場合は、これを実施しないものとする。

(申請)

第5条 入浴サービスを希望する者は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）に入浴に関する医師の診断書（第2号様式）及び承諾書（第3号様式）を添付し、市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請を行った障害者の障害の程度、当該障害者の介護を行う者の状況等を勘案し、入浴サービスの支給決定（以下単に「支給決定」という。）をするものとする。

2 市長は、前項の支給決定を行ったときは、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第4号様式）により、申請者（以下「支給決定障害者等」という。）に通知するものとする。

(支給決定期間)

第7条 支給決定期間は、原則として支給決定を行った日からその日の属する月の末日までの期間に1年間を加えた期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合は、1年間とする。

(利用方法)

第8条 入浴サービスの提供を受けようとする支給決定障害者等は、本市に登録する巡回入浴サービス事業者（以下「入浴提供事業者」という。）に第6条第2項の支給決定通知書を提示し、入浴提供事業者と利用契約を締結して入浴サービスを受けるものとする。

2 入浴提供事業者は、入浴サービスの利用に係る契約をしたときは、巡回入浴サービス支給決定通知書記載事項を、契約内容（事業受給者証記載事項）報告書（第4号様式の2）により、市長に遅滞なく報告しなければならない。

3 入浴提供事業者は、入浴サービスの提供の都度、地域生活支援事業提供実績記録票（入浴サービス）（第4号様式の3）に必要事項を記載し、支給決定障害者等の確認を受けるものとする。

(申請内容の変更の届出)

第9条 支給決定障害者等は、氏名、住所その他申請内容を変更したときは、居住地等変更届出書（第4号様式の4）により、当該事実の発生した日から起算して14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

(支給決定通知書の再交付)

第10条 支給決定通知書の再交付の申請をしようとする者は、支給決定通知書再交付申請書（第4号様式の5）を市長に提出しなければならない。

(支給量の変更)

第11条 支給決定障害者等は、入浴サービスの支給量の変更を申請するときは、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(第4号様式の6)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき支給量の変更をしたときは、その旨を地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(第4号様式の7)により、支給決定障害者等に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、支給決定障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により支給決定を受けたとき。
- (2) 第17条第1項に該当する場合において、同項の規定による届出をしないとき。
- (3) その他市長が支給を不相当と認めるとき。

(請求及び受領の委任)

第13条 入浴サービスの提供を受けた支給決定障害者等は、巡回入浴サービス費請求・受領委任届出書(第4号様式の8)により、巡回入浴サービス費の請求及び受領を入浴提供事業者委任することができる。

(入浴サービス費の支給)

第14条 入浴サービス費の支給は、入浴サービスに関して次条の規定により支給する給付とする。

(入浴サービスの支給方法)

第15条 市長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、提供事業所から入浴サービスの提供を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該入浴サービス(支給量の範囲内のものに限る)に要した費用について、入浴サービス費を支給する。

2 前項の入浴サービス費の額は、同一の月に受けた当該入浴サービスに通常要する費用につき、別表第1に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該入浴サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に入浴サービスに要した費用の額)の合計額(以下「基準額」という。)から100分の10に相当する額(その利用者負担額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)を控除して得た額とす

る。

3 基準額から前項の規定により算定された当該同一の月における入浴サービス費を控除して得た額が、別表第2に規定する負担上限月額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、入浴サービス費の額は、基準額から支給決定障害者等の負担上限額を控除して得た額とする。

4 入浴サービス費の請求は、地域生活支援事業給付費請求書（第5号様式）に、地域生活支援事業給付費明細書（第6号様式）及び地域生活支援事業提供実績記録票（入浴サービス）（第4号様式の3）の写しを添えて、入浴サービスを提供した月の翌月10日までに行わなければならない。

5 市長は、前項の請求書の提出があったときは、請求の内容を審査し、適当と認めるときは、請求のあった日の属する月の翌月末日までに入浴サービス費を支給するものとする。

（費用徴収）

第16条 市長は、前条の規定により、支給決定障害者等から費用を徴収する。

2 前項の費用の額及び支払方法は、入浴サービス費用納入通知書（第7号様式）により支給決定障害者等に通知するものとする。

（廃止等）

第17条 支給決定障害者等は、利用者が死亡し、転出し、障害者支援施設等へ入所し、若しくは第3条の要件を欠いたとき、又は第4条の場合に至ったときは、速やかにその旨を市長に届出をし、支給決定通知書の返還をしなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、届出の内容に応じて、入浴サービスの廃止又は停止を決定し、巡回入浴サービス廃止（停止）決定通知書（第8号様式）により支給決定障害者等に通知するものとする。

（支給決定障害者等の守るべき事項）

第18条 支給決定障害者等は、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 病気その他の理由により入浴サービスを受けることができないときは、入浴予定日の前日までにその旨を入浴提供事業者に連絡すること。
- (2) 入浴を受けるときは、家族等が付き添い、介護を行うこと。
- (3) 利用者は、入浴サービスの提供を受けるに当たっては、当該サービスについて承諾

し、かつ、付添人がこれを確認すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(登録の基準)

第19条 第8条第1項の登録は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定訪問入浴介護事業者の指定を受けており、かつ、松山市内に事業所又は営業所があることを要件とし、入浴サービスを行う事業所ごとに行うものとする。

(登録の申請)

第20条 入浴サービスを提供しようとする事業者は、事業を行う事業所又は営業所ごとに、巡回入浴サービス事業者登録申請書（第9号様式）に、次に掲げる事項を記載した書面を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 定款及びその登記簿の謄本等
- (2) 事業所の平面図
- (3) 事業所の設備の概要（巡回入浴に係る部分に限る。）
- (4) 事業所の管理者の経歴
- (5) 事業所のサービス提供責任者の経歴（巡回入浴に係る部分に限る。）
- (6) 運営規程
- (7) 支給決定障害者等からの苦情を解決するために講じる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 当該申請に係る事業に関する資産の状況
- (10) その他市長が登録に関し必要があると認める事項

(登録通知)

第21条 市長は、登録の可否を決定したときは、巡回入浴サービス事業者登録承認（却下）通知書（第10号様式）により、申請事業者に通知するものとする。

(報告)

第22条 市長は、入浴サービスの支給に関して必要があると認めるときは、入浴サービス提供事業者若しくは提供事業所に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に入浴サービス提供事業者若しくは提供事業所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(登録の取消し)

第23条 市長は、提供事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 提供事業者がこの要綱に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (2) 請求等に不正があったとき。
- (3) 提供事業者が、前条若しくは市長が別に定める基準により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 事業者が不正の手段により第21条の規定による登録を受けたとき。
- (5) その他市長がこの要綱の定める基準に従い適正な事業の運営を行うことができないと認める場合

(登録内容の変更の届出)

第24条 登録事業者は、第20条の規定により申請した内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について、巡回入浴サービス事業者登録事項変更届出書(第11号様式)により、市長に届け出なければならない。

(休止・廃止及び再開)

第25条 登録事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を記載した巡回入浴サービス事業者廃止(休止・再開)届出書(第12号様式)を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、休止し、又は再開した年月日
- (2) 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由
- (3) 休止した場合にあっては、休止の予定期間

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に松山市社会福祉協議会の実施する入浴サービスを受けていたものは、第6条の規定による巡回入浴サービス実施の決定を受けた者とみなし、この要綱を適用する。

付 則 (平成12年3月31日要綱第39号)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に松山市社会福祉協議会の実施する入浴サービスを受けていた身体障害者で第2条の要件を備えたものは、第6条の規定による巡回入浴サービス実施の決定を受けた者とみなし、この要綱を適用する。

付 則（平成16年3月31日要綱第25号）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第7条第1項の規定は、平成16年4月利用分から適用し、同年3月利用分までについては、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月31日要綱第50号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年10月18日要綱第106号）

この要綱は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の松山市巡回入浴サービス事業実施要綱別表の規定は、平成18年10月1日から適用する。

付 則（平成23年4月1日要綱第56号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に入浴サービスの利用の決定を受けている者の当該利用に係るこの要綱による改正後の第10条第1項の費用の負担については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月31日要綱第57号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日要綱第30号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第15条第2項及び第3項の規定は、平成25年4月分とし

て支給する入浴サービス費から適用し，同月前の月分として支給する入浴サービス費については，なお従前の例による。

別表第1（第15条関係）

	単位数	算定単位額	算定単位
入浴サービス	1, 250	12, 500	1回につき
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	875	8, 750	
特別地域入浴サービス加算	所定単位額の15%加算		

注 特別地域入浴サービス加算額は、当該入浴サービス（支給量の範囲内のものに限る）の入浴サービスと清拭等の合計算定単位額に対して100分の15を加算として算定すること。また、小数点以下の四捨五入を行って算出した算定単位額とする。

別表第2（第15条関係）

区分	負担上限月額	備考
1	0円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第4号に掲げる支給決定障害者等
2	37, 200円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1号から第3号までに掲げる支給決定障害者等

注 負担上限月額を算定する住民税所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、同号に規定する額に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

注 利用者負担の負担上限月額については、利用者本人（児童の場合は保護者）の属する世帯で判定する。障害者である場合に係る「世帯」の範囲については、当該障害者及び配偶者とする。